

【返還支援】地方公共団体・民間育英団体の奨学金		最終更新日 : 7月24日		
		<対応窓口> 学生支援センター(KPC1) [A号館1階2番窓口] 学生支援センター(KAC) [3号館1階4番窓口]		
※申請書類は各団体のホームページよりダウンロードしてください。詳細に「窓口相談」と記載がある団体の申請書類のみ窓口にてお渡しいたします。 ※【直接応募】…直接奨学金団体へご提出ください。【学内応募】…学生支援センター窓口にご提出ください。				
学内掲示板でご覧の方はQRコードをスマートフォンで読み取って大学HPへ行き ①関連ファイル【返還支援】を選択②各団体のHPへ進んでください→				
奨学金団体名	応募対象	金額	詳細	期日
紀の川市	①大学等に進学し、日本学生支援機構第一種・第二種奨学金・和歌山県 修学奨励金・その他市長が認める貸与型奨学金の奨学金の貸与を受けた 人 ②大学等を卒業し、認定申請日の属する年度の末日に30歳未満の人 ③週30時間以上働いている人 ④定住の意思を持って、紀の川市に居住している人 ⑤本市の市税及び奨学金の返還を滞納していない人 ⑥令和2年4月以降に奨学金の返還を始めた人 など	最大12万円(返還額の1/2)	HP	交付を受けようとする年度の4月1日～翌年1月10日までの間
東京しごと財団	大学生等 ・令和6年度卒 ・既卒3年以内(第2新卒含む) ・満30歳未満の既卒者	年額10万円 年額24万円 年額50万円	HP	令和6年4月4日(木)～令和7年3月14日(金)17時必着
香川県政策部政策課	香川県出身者 ①令和7年4月に大学等、専修学校の理工学系学部へ進学・進級して新たに日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受ける予定の人 ②大学等の理工学系学部の在学者で、新たに第一種奨学金の貸与を受ける人 ③大学等の理工学部に在学し、既に第一種奨学金の貸与者であって、令和7年4月以降の残貸与期間が1年以上ある人	第一種奨学金の貸与月数×15,000円をその返還時期にあわせ、卒業後の返還支援要件確定又は5年後に一括支援	HP	令和6年5月31日(金)～令和6年7月5日(金)
沖縄県商工労働部産業政策課	・貸与奨学金の利用者 ・正社員として就業しており、35歳未満であること ※詳細は企業による	負担額の50% 年額最大9万円	HP	令和6年4月1日～ 令和7年2月28日 ※予算の上限に達し次第終了
兵庫県雇用開発協会	1.正社員である 2.日本学生支援機構の奨学金借入れ、返済義務がある 3.申請時点で県内事業所に勤務している 4.40歳未満(申請年度末時点で39歳以下)	1.上限6万円/人・年 2.年間返済額から企業からの手当等の年間支給額を差し引いた額 3.企業への支給額と同額	HP	HPにて確認
宍粟市高年福祉課	1.大学・専門学校等の在学時に奨学金等の貸与を受けている方 2.申請時、宍粟市に住民票があり、R7年度末時点で30歳未満である方 3.R7年度において、宍粟市に所在する介護・障害福祉サービス事業所等に、対象となる資格を持って、週30時間以上勤務する職員として採用された方	年間の奨学金返済額の3分の1(上限16万円)を最大で5年間	HP	HPにて確認
伊賀市企画振興部地域創生課	1.令和5年4月1日以降に伊賀市内又は、定住自立圏域内企業に就職された者 2.奨学金の貸与を受けて就学した大学等を卒業し、自ら奨学金を返還している者 3.35歳以下の者 4.申請日において本市に住民票があり申請日から5年以上定住する意思のある者 5.市税の滞納がない者 6.国家公務員及び地方公務員でない者 7.雇用保険の一般被保険者である者	年間返済額の2分の1(年間上限20万円)を5年間	HP	1月から2月末 詳細はHPにて確認
愛媛県経済労働部産業支援課	1.令和7年又は令和6年3月に大学・大学院を卒業・終了予定の学生 2.現在、日本学生支援機構第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けている方	年間返還額の2/3又は16.8万円のいずれか低い額 7年間で最大117.6万円	HP	令和6年2月29日(木)まで
京丹後市教育委員会事務局 教育総務課	大学、大学院、短期大学、高等専門学校(第4学年又は第5学年に限る)、専修学校(専門過程又は一般過程)を卒業した満30歳未満の方で、京丹後市に継続して10年以上定住し、かつ正規雇用等に就業(市内から通勤)する方。(ただし、国家公務員又は地方公務員は除く。)	期間中に返還した奨学金の月額3万円(年額36万円を限度とする) 最大10年間360万円	HP	令和6年8月1日(木曜日)～ 令和7年2月7日(金曜日)午後5時まで

高知県商工労働部商工政策課	卒業後に返還が必要となる奨学金の貸与を在学中に受けている ・大学等卒業年度の学生又は卒業前年度の学生 ・高知県外在住の既卒者で、35歳以下の方のうち、県から登録を受けた企業に正規雇用で就職すること、就職後6年間、県内に居住・勤務することを希望している方	支援対象者が支払った前年度(4月～翌年3月)の奨学金返還実績額の3分の2又は10～30万円のいずれか低い額 最大6年間 詳細はHPにて確認	HP	HPにて確認
---------------	--	--	--------------------	--------